

光ディスク及び磁気ディスクによる
給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の
調製と提出の手引き

目黒区 区民生活部 税務課

平成17年10月（令和5年6月改定）

光ディスク及び磁気ディスクにより給与支払報告書及び公的年金等支払報告書を提出される場合は、下記の要領で光ディスク、磁気ディスクを調製のうえ、提出してください。

1 光ディスク及び磁気ディスクによる給与支払報告書の提出について

(1) 光ディスク及び磁気ディスクの規格等

給与支払報告書の光ディスク及び磁気ディスクの規格等については、別紙1を参照してください。

また、給与支払報告書のレコード内容及び作成要領は別紙2を参照してください。

(2) 給与支払報告書の提出枚数及び提出方法

光ディスク及び磁気ディスクの提出枚数は、正副2枚とします。

光ディスク及び磁気ディスクの提出方法は、目黒区区民生活部税務課に直接提出いただくか郵送のいずれかとします。なお、郵送の場合は、破損等無いよう十分に注意してください。また、個人情報の外部への流出を避けるため、受領確認の取れる方法にしてください

2 光ディスク及び磁気ディスクによる公的年金等支払報告書の提出について

光ディスク及び磁気ディスクの規格等

公的年金等支払報告書の光ディスク及び磁気ディスクの規格等については、別紙3を参照してください。

また、公的年金等支払報告書のレコード内容及び作成要領は別紙4を参照してください。

3 その他

(1) 給与支払報告書、公的年金等支払報告書の書面による提出

光ディスク等により調製された給与支払報告書、公的年金等支払報告書を提出される場合には、書面による提出は不要です。

(2) 光ディスク等の内容の変更等

提出した光ディスク等の内容に変更等があった場合は相談のうえ、書面による提出、又は光ディスク等の再提出をしてください。

(3) 光ディスク等の調製及び提出にかかる費用負担

光ディスク等の購入、調製及び提出にかかる費用は事業者の負担となります。

(4) 光ディスク等に他市区町村のデータが混在していた場合

光ディスク等に他市区町村において課税すべきデータが混在していた場合には、他市区町村分については、本区で書面を作成し、他市区町村へ送付します。